

主 文

被告人を拘禁刑 2 年 6 月に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

訴因変更（令和 7 年 1 0 月 3 1 日付け訴因等変更請求書によるもの）後の同年 8 月 2 5 日付け起訴状記載の公訴事実（以下「第 1 事実」という。）及び同年 1 0 月 3 1 日付け起訴状記載の公訴事実（以下「第 2 事実」という。）のとおりであるから、これらを引用する。

(法令の適用)

1 罰条

第 1 事実の所為

刑法 6 0 条（特別公務員暴行陵虐の限度）、1 9 6 条、1 9 5 条 1 項

第 2 事実の所為

刑法 1 9 5 条 1 項

2 刑種の選択

第 1 事実につき刑法 1 0 条により同法 1 9 5 条 1 項所定の刑と同法 2 0 4 条所定の刑とを比較し、重い傷害罪について定めた拘禁刑により処断

3 併合罪の処理

刑法 4 5 条前段、4 7 条本文、1 0 条（重い第 1 事実の罪の刑に同法 4 7 条ただし書の制限内で法定の加重）

4 執行猶予

刑法 2 5 条 1 項

(求刑・拘禁刑 2 年 6 月)

令和 8 年 1 月 2 6 日

大阪地方裁判所第 1 刑事部

裁判官 加 藤 陽

(令和7年8月25日付け起訴状記載の公訴事実)

被告人Aは、大阪府警部補として大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和7年7月15日に大阪市a区bc丁目d番e号fにおいて実施した職業安定法違反に関する捜索差押え等の手続に際し、同手続を総括していたもの、被告人Bは、大阪府巡査部長として同課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、同手続に従事していたものであるが、被告人Bは、同日午後9時18分頃から同日午後9時29分頃までの間、同所において、前記捜索差押え等をしていた際、同所にいた同法違反の被疑者であったC（当時22歳）に対し、その頭髪をつかんで引っ張った上、平手でその顔面や頭部を多数回殴り、拳でその腹部等を多数回殴るなどし、更に被告人兩名は、共謀の上、同日午後9時30分頃から同日午後10時7分頃までの間に、同所において、前記Cに対し、被告人Aが、左手でその顎を押し上げ、手やファイルでその顔面を左右に押し、右手でその前額部を押して前記Cをソファに押し倒し、被告人Bが、拳でその腹部や顔面等を多数回殴り、その腹部を蹴るなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行したものである。

(令和7年10月31日付け訴因等変更請求書記載の公訴事実)

被告人は、大阪府巡査部長として大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和7年7月15日に大阪市a区bc丁目d番e号fにおいて実施した職業安定法違反に関する捜索差押え等の手続に従事していたものであるが、同日午後9時18分頃から同日午後9時29分頃までの間、同所において、前記捜索差押え等をしていた際、同所にいた同法違反の被疑者であったC（当時22歳）に対し、その頭髪をつかんで引っ張った上、平手でその顔面や頭部を多数回殴り、拳でその胸部や腹部等を多数回殴り、その腰部を蹴るなどし、更に同手続に従事していた大阪府警部補のAと共謀の上、同日午後9時30分頃から同日午後10時7分頃までの間に、同所において、前記Cに対し、前記Aが、左

手でその顎を押し上げ、手やファイルでその顔面を左右に押し、右手でその前額部を押し、前記Cをソファに押し倒し、被告人が、拳でその胸部や腹部、顔面を多数回殴り、その腹部を蹴るなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行し、被告人の前記暴行により、前記Cに全治まで約1週間を要する胸部、上腹部左側及び腰部左側皮内・皮下出血の傷害を負わせたものである。

(令和7年10月31日付け起訴状記載の公訴事実)

被告人は、大阪府巡査部長として大阪府警察本部刑事部捜査第四課に勤務し、司法警察員として犯罪捜査等の職務を行い、令和7年7月15日に大阪市a区b区c丁目d番e号fにおいて実施した職業安定法違反に関する捜索差押え等の手続に従事していたものであるが、同日午後10時11分頃から同月16日午前0時37分頃までの間に、同所において、前記捜索差押え等をしていた際、同所にいた同法違反の被疑者であったD（当時22歳）に対し、拳でその腹部を多数回殴り、その腹部を蹴るなどの暴行を加え、もって警察の職務を行う者が、その職務を行うに当たり、被疑者に対して暴行したものである。